

福祉教育委員会

令和4年6月17日（金）

午前10時00分～午後2時28分

議会大会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 大城保健福祉部長
- ・子育て支援部 大松子育て支援部長
- ・教育部 百崎教育部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○村岡委員長

それでは、ただいまから福祉教育委員会を開催いたします。

本委員会の審査日程については、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めさせていただきたいと思っております。

また、現地視察についてでございますが、付託議案の審査のため、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。なお、現地視察は、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

それでは、議案審査に入る前に、4月に人事異動があつてございますので、富士大和温泉病院職員の紹介をお願いします。

◎職員紹介

○村岡委員長

また、院長も替わられておりますけれども、後もつてというか、別の機会に御挨拶いただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございました。富士大和温泉病院の職員は退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

なお、各支所長につきましては、全委員会に関連する部分でもございますので、各委員

会を回られて、タイミングが合えば御紹介させていただくようになりますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

その前に、先ほど同様、4月の人事異動に伴う職員の紹介をお願いします。

なお、新任の方及び役職の変更があった方のみ紹介いただければ結構でございますので、
お願い申し上げます。

◎職員紹介

○村岡委員長

ありがとうございました。付託議案審査等に関係のない職員の方がいらっしゃったら、
退室されて結構でございます。

◎関係職員以外退室

○村岡委員長

それでは、第49号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第49号議案 専決処分について（佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
説明

○村岡委員長

ここで質疑に入る前に、各支所長がお見えになっておりますので、先に御挨拶いただ
こうと思います。どうぞ皆様、前のほうをお願いします。

◎職員紹介

○村岡委員長

支所長の皆様ありがとうございました。退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

申し訳ありません、中断いたしました。それでは先ほどの第49号議案の説明について
委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

専決処分に関しては、毎回、問題提起もしてきたんですが、改めて説明を読んでおりま
すと、公布日が令和4年3月31日、施行日が令和4年4月1日というふうになっていますが、
国会で採決されたのはいつですか。

○馬場保険年金課長

すいません、至急調べてお答えいたします。

○村岡委員長

山下委員、次の質問できますか。

○山下委員

この質問をなぜしているかといいますと、これまでもこの専決処分の在り方は問題じゃ

ないかということで、前の市長も、国に対してもそのところは言ってきましたという答弁をされていたと思うんですね。つまり、10円、20円上がるような条例改定でもちゃんと議題に上げながら審査しているのに、3万円も上がるというふうなことが、もう上げてしまいましたよという事後報告になるというこの仕組みというのは、やっぱりおかしいと思うんですね。本当は国が地方に対して言うときに、現場で審査できるだけの余裕があつてしかるべきではないかと。だから、最初から31日、年度末に公布して施行日が翌日というこのやり方自体をやっぱり見直すべきではないかというのを本当に国に言っていけないと、3月定例会に地方で審査できるような、あるいは3月定例会が終わった後でも臨時議会を直ちに開くとか、そういうことができるいとまを国はつくるべきだと思うんです。でないと、何も言えないと。終わってしまったから、やれ賛成だの反対だのというのは本当に何かひどい話で、しかも、3月定例会には国保税の条例改定で下げましたよね。下げて、ああ、よかったなあと思っているのに4月1日から上がる人は上がるということで、1,112世帯の人は上がったやんと思っていると思うんですね。だから、その時間的なそごを来さないで済むようなやり方というのをやっぱり国に対してはきちんと物言っていくべきだと思うんですが、ここについてはどうですか。

○馬場保険年金課長

まず今回、専決処分した経緯について御説明いたしますと、国のほうで地方税法施行令を改正するわけですが、この改正の狙いとしましては、上昇し続ける医療費に対しまして、高所得者に応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得者層の保険税負担をできる限り緩和するということが目的とされたものでございます。本市におきましても、1人当たり医療費が年々増加傾向にある中、限度額を上げなければ、既に限度額に達している高所得者層には影響がなく、医療費の伸びた分を中間所得者層が負担することとなるということで、国の方針に沿って中間所得者層への負担を緩和する必要があると考えたところでございます。

確かに本来でしたら、条例の改正というのは、議会で審議して改正するのが大原則であるかと思えます。ただ、こういった国のほうのスケジュールが3月31日に公布して、確定して、それから4月1日にすなわち施行するということでの現状を見ると、こういうふうに専決処分という手段にならざるを得ないというような状況もございますので、国のほうには法の改正タイミングを早めていただくように、全国市長会等を通じ、要望を行っているところでございますので、そういったところで、国のほうに今後も働きかけしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○山下委員

だから、全国市長会を通じて、改正タイミングを検討してほしいという要望はしているということなんですね。私は今、その話を聞いているので、値上げの理由に関してはまだこれからで、それじゃないんですよ。だから、そこに関して、実際いつ採択されたのか

というところを一応聞いておきたいわけですよ。だから、本当に公布日が31日で施行日が1日というやり方は本当に乱暴だと思いますから、ここはちょっと今調べてもらっているところだと思いますけれども、市長会を通じて要望していると言われていますが、その結果どうなのかとか、国とのやり取りがあっているのかどうかというあたりはどうなんですか。

○馬場保険年金課長

法の改正タイミングを早めていただくようには、全国市長会の中で税制改正に関する意見としまして、地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう地方税法等の改正の時期について配慮することということで要望しているところでございますけれども、今のところ、まだ早めるといった結果を出されているような状況ではないという現状でございます。

○山下委員

だから、要望して、こうこうこういう理由でできないんですよとか、要するに国が市長会からの要望に対してどういう見解を持っているかということなんかは把握されているのでしょうか。

○馬場保険年金課長

特にこの件について、国から見解的なものは示されていないところでございます。把握していないところでございます。申し訳ございません。

○村岡委員長

それは把握できるんですか。

部長、補足があれば。この審査の中で確認は間に合いますか。

○山下委員

これはある意味、地方における民主主義を確保する上でも大事な問題だと思うんですね。毎回この問題は議論になっていますが、だから、そういう問題だと位置づけられて、やっぱり国と直接意見交換ができる場、全国の担当課長会議だとかいろいろあると思うんですが、そういうところでも現場は本当に困っているよということをきちんと、直接物を言ってもらいながら、直接国のコメントを引き出すといいますか、どういうつもりなのかというところをですね。だから、国会が何か混乱して遅くなりましたとかというときはあるかもしれない。でも、そうでもなく、早め早めに決議を上げる議案もあるわけだから、そうなったときはできるんじゃないかとか、いろいろあると思うんですね。なので、その辺りは直接のやり取りをぜひする場を持ってほしいなと思いますが、その点については、部長お願いできますか。

○村岡委員長

この点について、申し訳ありません、毎年こういう話になっていますので、ここをちょっと取りまとめて部長答弁いただいてもいいですか。

○大城保健福祉部長

これは議会のほうでも議案質疑等で質問いただいて、我々としても、市民の個人負担でするので、これは条例できっちり規定して、その前段の議論もしていかなければいけないというのは重々思っております。

先ほど課長が言ったように、全国市長会には我々も結構気持ち的には強く言っているんですけども、なかなか国が動いてくれないということで、これは継続してやっていくしかないということで思っているところです。

ただ、なかなか動きが見えてこないの、我々もちょっとじくじたる思いがあるんですけども、なるべく国からもきちんとした回答をもらえるような、そういった形で進めていきたいとは思っております。以上です。

○山下委員

それはぜひやっていただきたいと思います。

それで、今回、特に2月定例会で税条例を改正して下がりましたということを行った次に3万円上がって、ついに100万円の大台になるという、そういう状況にあるわけで、確かに高額所得の方たちに応分の負担をしていただくという意味は分からないじゃないわけですよね。もうここまで上がってくると、さすがにそんなに引きずられて上がる人たちも昔ほど多くはないかもしれない。ただ、そうはいつても、医療保険に関してこれだけの、毎月10万円以上を納めなくてはならないというところが1,100世帯もあるというのは、ちょっとそこはどうかかなと思いますね。

だから、ここの負担の大きさに関しては、昔は医療分だけで見たときに賦課限度額は四十二、三万円だったわけですよね。それが65万円になり、後期医療分と介護を入れたらもう102万円という驚きの、負担だけ考えたらこの20年ぐらいの間に2倍以上ですよね。だから、10円が20円になったのではなく、40万円が2倍以上になったと思ったら大変なことなので、やはり市民負担がこのコロナ禍の中で特に大変だということに関しては意見を申し上げておきたいと思います。

○馬場保険年金課長

この国保制度というのが、医療給付費に対して半分程度を公費で負担し、残りの半分を保険税で賄うという相互扶助の制度となっておりまして、この制度の運用を行っていくに当たっては、やはり負担能力に応じた負担をお願いせざるを得ないというような状況でございます。

この国保税が高くなっている一番の要因としましては、やはり医療費が増加しているというような現状もございます。被保険者1人当たりの医療費も増加傾向にございます。そういったことから、制度の安定的な運用のためにはやはり医療費の適正化に努める、あるいは医療費削減策への財政支援を含めた公費拡充について国に要望していく、そういったところに努めていって、できるだけ負担軽減につながるような国保制度の運用に努めてい

きたいというふうに考えているところでございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようでございますので、次に第50号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第50号議案 専決処分について(令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第1号))中、歳出第3款、第4款関係分 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでございますので、次に第35号……

(「委員長、すみません」と呼ぶ者あり)

はい。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

第50号議案、あと1つありまして、専決処分した事業がもう一つ、続けてすみません。

◎第50号議案 専決処分について(令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第1号))中、歳出第4款関係分 説明

○村岡委員長

改めまして、第50号議案について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○福井委員

この件について、ちょっと確認の意味でお伺いしたいんですが、私どもがちょっと耳目するところだと、意外と3回目のワクチンを受けられてもコロナに罹患する方が結構増えているという状況もありますが、これをまず一旦、佐賀市はどのように把握されているのかというのが1点と、それから、このワクチンの種類がどういうものなのかというのが2点目、それから、今だんだんこの状況からするとコロナの罹患者が若干減ってきているというこういう流れの中で、PRといいますかね、かなりのパーセンテージの接種を予定されているようですが、その辺の努力はどんなふうに行われているのか、取りあえず3点お伺いしたいと思います。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

一番最初の効果については、3回目接種の後に時間が経過すると効果が落ちてくるということで、その理由で4回目接種を開始することになっております。また、今回の4回目接種については、特に感染予防というか、重症化予防に力点を置いています。そういった意

味で、感染した場合に重症化する可能性が高い高齢者や基礎疾患を有する方に限定しているところでもあります。

それから、ワクチンについては、ファイザーとモデルナの2種類になります。

PRについてですが、今委員御指摘のように、確かに感染が若干横ばいというか、収まってきている状況でございますが、どうしてもこれが安心していると、また感染が増えてきたりということがありますので、重症化リスクが高い方については、継続して定期的というか、今回は5か月後にということですが、接種を続けていきたいということで、佐賀市は今申し上げましたように、取りあえず18歳以上の全ての方に3回目が終わって5か月経過した時点で発送していきますので、その接種券の中身、説明書、御案内等を読まれて接種していただきたいと考えているところでございます。

○福井委員

最初の質問は3回目の接種について云々ですが、要するにそれでもなおかつ罹患者がいるということに関して、佐賀市としてはちゃんと把握しているのかという質問をしたつもりなんです。それについてはちょっとお答えがないみたいなので、ちょっと確認をもう一度。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

罹患者の年齢層を見ますと、やはり若い方、10歳未満とか、10代、20代の方が割合としては高くなっております。逆に若い世代の方の接種率がちょっと低い状況でありますので、やはり接種していただくことで予防につながるのではないかというふうに考えておりますので、3回目についても、特に今若い方の接種率があまり伸びておりませんので、しっかり打っていただきたいと思っているところでございます。

○福井委員

ちょっとしつこくてもいかんですが、聞いていることに対してどうも答えられていない。

○村岡委員長

3回目を接種された方であっても罹患している人が増えてきていると。だから、打っていない人に打ってもらうではなくて、3回目も打っているんだけど、罹患しているという状況を把握されているかという意味です。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

ウイルスがオミクロン株に変わってきたという関係で、どうしても今のワクチンについては、時間がたつと予防効果も薄れてくるということで、今回4回目接種についても5か月ということで、3回目接種が始まった頃は一番最初8か月となっていましたけど、この期間も短くなっておりまして、接種しても罹患する方が増えてきているというのはワクチンの効果が落ちてきているということにもなりますので、打っていない方は3回目、4回目が打てる方については4回目を打っていただきたいというふうに考えています。

○福井委員

要するに、3回やってもまだ罹患する方がおられるということについて、市としては把握していないということですね。部長、端的に教えてください。

○大城保健福祉部長

3回目を打って罹患した方というのは、佐賀市では数値は把握しておりません。福岡市のホームページを見ると、3回目を打った人、それから2回目を打った人がどれだけ罹患しているのかというのが載っています。

例えば、福岡市の分で行きますと、ワクチンの3回目接種を打った方でも全体の7%はやっぱり罹患している、2回目を打った方については全体の約50%、そういった形で、やはり先ほど村口室長が言ったようにオミクロン株、それから前回デルタ株と、それが変わってきているというようなことで罹患している方は増えてきていると考えております。

○福井委員

だから、例えば、今回、4回目を皆さんに御紹介するについても、今、福岡市の例も言われましたように、佐賀市としてもこういうふうな実情がありますので、皆さんぜひワクチンを打つようにしましょうというようなPRであれば、皆さんそうなのかと思うんだけど、実態も把握されていない上にまた今度4回目、それなら次5回目やろうねとなっていくという可能性もありますよ。だから、そういう点では実態をきちんとまず把握することに努めていただくことと、その上でのコロナワクチンのPRということをきちんとしていただきたい。ちょっと確認の意味で。

○大城保健福祉部長

やはり住民の方に分かりやすく、科学的な知見といいますか、そういったことで4回目が必要ですよというような情報を提供する必要があると思っています。我々もこの4回目の接種については、日本の知見というのはまだはっきりは出ていないんですけども、イスラエルとか、そういったところでは、感染予防効果というのはすぐ落ちていくということと、あと重症化ですね、今、重症化対策にシフトしてきていますので、重症化の予防効果については、ある程度持続してこのワクチンの効果があるということを言われていますので、その辺りを皆さんに分かりやすく、特に今回は高齢者ということで60歳以上が打たれます。また、基礎疾患の方も打たれますので、そういったことで重症化予防をメインに医師会と協力しながら広報等に努めていきたいと考えております。以上です。

○村岡委員長

ほかに御質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑ないようでございますので、次に第35号議案を審査いたします。

執行部に説明を求めます。

◎第35号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 説明

○村岡委員長

では、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。挙手をお願いいたします。

○重田委員

来年の1月完成予定、今、故障中ですよ。それまではどうするんですか。

○伊東高齢福祉課長

実際の工事としては12月から1月までの2か月間を予定しております。よって、第3系統が1月末まで使用できないということになります。工期内、部屋が使用できない期間が長くても1週間程度であると言われております。寒さについては、ファンヒーターとか別の暖房器具で対応しようと思っております。ただ、一番気になるのが夏の暑さだと思います。それについてはセンターのほうとも調整したんですが、4系統のうち1系統だけ故障していますので、ほかの3系統をフル稼働させて、扇風機で冷気を循環させるということで対応したいと思っております。

○重田委員

分かりました。

○村岡委員長

ほか御質疑、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほか御質疑ないようでございますので、次に第51号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第51号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第3号) 説明

○村岡委員長

この点について、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○川副委員

生活困窮者ですけど、コロナ禍の前とコロナになってからの困窮者の数がどのくらい増えたのか、分かればお願いします。

○寺田生活福祉課長

困窮者の方の数というのは把握がちょっと難しいというか、どの方が困窮者というのを特定できませんので、数の把握はしていないんですけど、例えば、自立支援センターの相談件数で申し上げますと、令和元年度、コロナ前の相談件数は458件でしたが、令和2年度になって726件に増えております。令和3年度は、また581件にはなっていますが、令和元年度から比べると1.3倍ぐらいの相談件数になっておりますし、支援件数もちょうと増えておりますので、やっぱりコロナの影響でお困りの方は増えているというふうに思っております。

○村岡委員長

ほか御質疑がある方はいらっしゃいますか。

○山下委員

この取組は今までやってきたことの延長というか、それをさらに充実させるという目的なんだろうとは思いますが、改めてお聞きしたいのは、取組のスケジュールが実質半年ということになりますね。ですので、どういう活動が想定されるかということと、どこにお願いしますよというふうなことを指定することとの関係でそごはないのかどうかということと、どういうことが想定されるかちょっと伺っておきたいんですが。

○寺田生活福祉課長

既に自立支援センターが連携しているネットワークが、例えば、子ども食堂系の居場所のネットワークであるとか、あと居住支援のネットワーク、フードバンクなどの食支援会議といったネットワークをもう既にお持ちで、困窮者の方のために現在活動している団体がたくさんいらっちゃって、今までされている活動の一部にこの補助金を充てていただければ大丈夫です。活動に国のほうからもあまり限定がありませんので、食糧費であるとか燃料費であるとか、割と団体の活動で必要となってくるもののどれにでも充てられるような対象経費が示されておりますので、今既に活動なさっている団体について、この活動について補助というのを申請していただければ、今までどおりの活動に少し国から補助が来ると考えていただいたら大丈夫かなと思っております。

○山下委員

ということは、何か新たにメニューを構築しなくてはいけないということではなく、これまでのところで、新たにここも適用されるようになりますよということで、つまり、団体に対しても負担にならないでいいということによろしいですかね。

○寺田生活福祉課長

おっしゃるとおりで、今まで活動されている団体に新たに何か仕事をお願いして、新規メニューをつくりなさいという制度ではございません。

○村岡委員長

ほかに御質疑、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようでございますので、次に第4号報告について執行部に説明を求めます。

◎第4号報告 令和3年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○村岡委員長

では、ただいまの説明について御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑のほうないようでございますので、保健福祉部の職員の皆様は……

(「すみません」と呼ぶ者あり)

ああ、先ほどの。

○馬場保険年金課長

すみません、先ほど2点お答えできなかったことについてお答えいたします。

まず、施行令の確定といいますか、議決日につきましては、参議院の本会議での議決日が令和4年3月22日となっております。その後、3月31日に公布されたということでございます。

もう一点、市長会からの意見、要望に対する国からの回答でございますけれども、受理後にその回答については特にあっていないというようなことでございます。以上でございます。

○山下委員

参議院の議決日が3月22日だったということで、やはり国に対しては、議決したら即刻、地方に対してちゃんと知らせ、それこそ公布は翌日公布ぐらいのつもりでやって、施行日までの時間がちゃんと、つまり、地方での審査期間が少しでも確保できる方策を求めているというふうに思います。今のを聞いていたらですね。そこら辺をぜひ伝えてもらいたいと思います。

それと、もう一つの市長会に関しても、結局その報告があるという状態になっていないということで、受けときますということになってしまっていると思いますから、この問題はぜひ意見交換の場などを通じて、ちゃんとやり取りはしていただきたいというふうに思います。

○馬場保険年金課長

国のほうには、引き続きこの政令の公布の時期を早めていただくような要望は引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○村岡委員長

それでは、保健福祉部の職員の皆様は退室されて結構でございます。

それでは、入替えがありますので、5分ほど休憩を取りたいと思います。11時10分から再開いたします。

◎午前11時03分～午前11時08分 休憩

○村岡委員長

それでは、子育て支援部に関する議案の審査に入ります。

その前に、4月の人事異動に伴う職員の紹介をお願いいたします。

なお、新任の方及び役職の変更があった方のみ紹介いただければ結構でございますので、よろしくをお願いいたします。

◎職員紹介

○村岡委員長

ありがとうございました。それでは、付託議案審査等に関係のない職員がいらっしゃれば、退室されて結構でございます。

それでは、第50号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第50号議案 専決処分について（令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）） 説明

○村岡委員長

それでは、説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑ないようでございますので、次に第35号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第35号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 説明

○村岡委員長

この点について御質疑のある委員の皆様、御質疑があれば挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

この委託料99万円ということなんですけど、こういったところに委託を考えられているわけですか。

○山崎子育て総務課長

業者は、システム関係の業者になると思います。既にLINEのほうは、佐賀市の公式のほうで登録しております。それとは別のシステム関係の会社のほうで、今後セグメント配信、欲しい情報を登録していただいた方に配信できるようなシステムの改修とか、お子様の年齢に応じたタイムリーな情報を自動配信できるような、そのような改修ができる業者の方に委託するということになります。以上です。

○松永憲明委員

そこら辺のセキュリティの問題、個人情報ですから、そういったところについての配慮はどういうふうに行われていますか。

○山崎子育て総務課長

令和3年3月に、LINEにつきましては、個人情報についての管理の懸念が報じられております。その後、国が行政事務でLINEのサービスの利用について調査を実施いたしまして、適切と考える利用法をまとめたガイドラインというのを出しておられます。そのガイドラインでは、統一的な情報発信ではLINEアカウントを利用しても問題ないが、個人情報を含む場合はLINE社以外に業務委託して、セキュリティを確保した上でLINE社には情報が保存されないシステムを構築することが必要であるということで書いてございます。

本市におきましても、そのガイドラインに従いまして個人情報の適正な管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○山下委員

ちょっと今、試しに公式のLINEを見ているんですけども、一つのトピックを、つ

まり、子育てのことのトピックを上げて、そこから、それの中で希望する人が登録して
いって、これに関してはずっとセグメントでその人向けのが来ますよというシステムにな
るんだろうと思うので、逆に言うと、例えば、私子どもはいませんが、このシス
テムというのはどういうふうになっているんだろうかなと試してみたくて、体験したくて
お試しに登録してみるとかいうこともひょっとしたら可能なんだろうと、今話を聞きな
がらちょっと思ったんですね。そうすると、子どもはいないけど、子ども1人とか、何歳
とか、ぱっとちょっと仮定で入れてみるなんてことがあっても、それは別に佐賀市とし
ては、そのことで集められた情報で何人いますよとかというカウントにしてしまうことにな
るのかどうか、ちょっと今、現実と情報との乖離をふと懸念したんですが、どうなんで
しょうか。

○山崎子育て総務課長

山下委員おっしゃるように、住民票と連動しているわけではございませんので、佐賀市
外の方が登録されても、お子さんの仮の年齢を入れられて登録されても、その方に年代に
応じた情報が発信されることにはなりますが、先ほどもありましたように、個人情報につき
ましては、その点につきましては登録されても問題はないものと考えておりますし、うち
のほうで登録されているお子様の年齢とかの集計は当然できますので、その集計はするん
ですが、それはあくまでも参考として集計するので、それは問題ないかなと考えていると
ころでございます。以上です。

○山下委員

現実の出生届に基づくいろんな施策のことと、ここで登録者数で出てくる年齢層の数と
いうのは、あくまでも参考値と考えていくということで、これが全てだとは思わないよう
にねと、そういうことでよろしいですね。受け止めるほうも、議会の場も、これが何だ
というふうには思わなくて、ある意味体験してもらってもいいですねということでもい
いんですかね。

○山崎子育て総務課長

他市の状況を見ておりましたが、登録者数が人口に見合わないというか、人口以上の登
録がある場合も考えられますので、そこら辺はそのような認識で結構だと思います。以上
です。

○村岡委員長

ほかに御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑ないようでございますので、次に第51号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第51号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第3号) 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

ちょっと参考までに、食材費の物価上昇率8%相当の基準はどの時点の価格なんですか。

○豆田保育幼稚園課長

こちらは県のほうに確認いたしまして、県のほうでは佐賀県学校給食会の調査結果から8%、昨年度と比較して8%ということで見込まれております。

○西岡真一副委員長

かなり複雑なんですけれども、負担金補助及び交付金で公立保育所の運営経費、それと公立幼稚園の運営経費も負担金補助及び交付金で出せるみたいなんですけれども、これは誰が補助事業者になるわけなんですか。

○豆田保育幼稚園課長

公立の保育所の負担金のほうは、4つの公立保育所については給食費の増額ということで対応したいと考えておりまして、保育所費の負担金の分は松梅保育所に対する負担金になります。保育所のほうに負担金として予算措置しております。幼稚園につきましても、学校の給食費と同じような形で負担金として本庄幼稚園のほうに予算措置しているところがございます。

○西岡真一副委員長

いまいちよく分わからないけど、これは市の施設ですよ。市の施設に補助金が——負担金ということですか。同じ市の組織の中にあるところに補助金が出るというのが少し解せないわけなんですけれども、そこはどういうことですか。

○豆田保育幼稚園課長

補助と申しますか、学校給食とかは、給食の私立予算といいますか、学校でそれぞれやられております。本庄幼稚園についても、本庄小学校の給食を活用して提供していただいております。そちらと同じような形で、一旦園のほうに交付しまして、そこからその会計に入れるというような形で考えております。

○西岡真一副委員長

一旦園が受けて、そこから最終的には保護者ですかね——じゃないのか。

○大松子育て支援部長

松梅保育所につきましては、社協に委託して、そして運営していただいているところがございますけれども、給食費につきましては、保護者のほうから私会計というふうな形で、市の会計とは別途に徴収させていただいているところがございます。その園としての支払いということで、給食の納入業者のほうにお支払いしているところがございますけれども、昨年度よりも増加分につきましては、園のほうの会計で受けていただいて、そして業

者のほうに渡すというふうな形の補助でございます。以上でございます。

○村岡委員長

ほか、御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑ないようですので、次に第4号報告について執行部の説明を求めます。

◎第4号報告 令和3年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの第4号報告の説明について委員の皆さんから質疑をお受けします。

○松永憲明委員

先ほどの本庄認定こども園の件についてですけれども、9月定例会で議案としては最終的に提出される見込みですか。

○豆田保育幼稚園課長

議案の提案日については、今現在、執行部のほうで、いつということでは検討しているところでございます。できるだけ早いタイミングで議案を上程しないと、議決いただかないと来年1月の工事着工に間に合わないという形になりますので、今後、議会のほうには、議案の上程をいつ行うのかという部分についてお願いすることになるかと考えております。

○松永憲明委員

そうすると、場合によっては臨時議会があるということも想定しておかなくちゃいけないということになるわけですかね。

○大松子育て支援部長

議会への上程時期につきましては、議員の皆様にも大変御心配をおかけしていることというふうに考えているところでございます。

先ほど課長も申し上げましたとおり、やはり絶対にスケジュールを遅らせないことが我々に課された使命かというふうに考えているところでございます。我々としても、できるだけ早く予算を固めまして、そして、皆様のほうにお示しできる最速の段階で上程させていただきたいというふうには考えております。

また、この日程につきましては、議会事務局とも十分調整させていただいた上で上程させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほか御質疑ないようでございますので、子育て支援部の職員は退室されて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○村岡委員長

委員の皆様にお諮りします。議案審査については、このまま教育部まで午前中に進めていきたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、教育部に関する議案の審査に入ります。

4月の人事異動に伴う職員の紹介をお願いしたいと思います。

なお、新任の方及び役職の変更があった方のみ紹介いただければ結構でございますので、それではよろしく願いいたします。

◎職員紹介

○村岡委員長

それでは、付託議案審査等に関係のない職員がいらっしゃれば退室されて結構でございます。

◎関係職員以外退室

○村岡委員長

それでは、第35号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第35号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○山下委員

今、結構スポーツ観戦、サッカーだとかなんかは、入場制限はあまりしなくなってきているのではないかと思うんですが、そもそも市の中学校体育大会自体がどれぐらいの規模なのか、本当に制限しなくちゃいけないような状態にあるのかという点の評価というのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○横田学事課長

評価ですか。

(発言する者あり)

まだ新型コロナウイルス感染症が、減ってはいますけれども、まだまだ若い世代に感染しておりますので、やはり子どもたちを守るために入場制限しなくちゃならないような状況になっておりますので、ウェブ配信していきたいと思っております。昨年度と比べて確かに保護者を入れる人数は競技ごとに若干緩和しておりますけれども、まだ制限している状況ですので、補助したいと考えております。

○諸富委員

関連で入場制限のことなんですけれども、やはり競技によってばらつきがあるようなんですが、何か基準みたいなものはあるのでしょうか。

○横田学事課長

佐賀市のほうで特に基準を設けているわけではございませんで、競技の部会によって、それぞれ人数を決めているような状況です。保護者3人までとかですね。それと、昨年と違って会場が違う場合もございますので、その辺で人数も緩和したり、制限したりというような状況があっているようです。以上です。

○諸富委員

特に保護者の観戦の制限が厳しいまま、なかなか緩和されないなあというのが、保護者の方からの不満の音がすごく上がっているんですけども、昨日、村岡議員の熱中症対策でマスク制限の話もありましたけど、例えば、体育館でも換気していればマスクは外してもいいような話があった中で、保護者も3人までしか——制限がかかったままとか、いつまでも緩和の方向性が見えないのにちょっと一貫性が感じられないんですけど、その点はいかがでしょう。

○横田学事課長

若干、全体的には昨年度よりも緩和しておりますけれども、やはりまだまだ注意しなくちゃいけない部分がございますので、それはそれぞれ中体連の競技部会ごとで検討していただいた上で、今、まだ大会は始まっておりませんが、そういうふうな制限の方向で開催しようというような状況でございます。

○松永憲明委員

研究指定校の新規の北山東部小の僻地教育研究指定校、この計画は2年ですよ。そのうちに、例えば、九州へき地教育研究大会等が予定されているのかどうか、学校教育課長、分かればお願いします。

○米倉学校教育課長

九州へき地教育研究大会はもう終わっている状況ではありますが、持ち回りでどこかが引き受けるというときに北山東部が手を挙げたということで、研究したいということになっているようです。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑ないようですので、次に第51号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第51号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第3号) 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○西岡真一副委員長

先ほども子育て支援部で聞いたんですけど、いまいちぴんとこなくて、これは負担金補助及び交付金で出していますけれども、補助交付金の申請をするのは誰なんですか。

○横田学事課長

今回の補正の事業といたしましては、各学校といたしますか、調理場があるんですけども、学校給食運営委員会に補助を行おうと思っておりますので、その代表が校長先生とかセンター長になりますので、その方々からの申請に対する補助を行いたいと思っております。以上です。

○西岡真一副委員長

結構、各学校でばらばらということはないんですか、それは大丈夫なんですかね。全ての学校にそういう運営委員会という形で私会計というのはあるということによろしいですかね。

○横田学事課長

おっしゃるとおり、それぞれの学校の私会計での運営委員会がありますので、そこに補助したいと思っております。

○西岡真一副委員長

ですから、市内の小学校、中学校の数だけ申請者が出てくると、そういうことになるわけですね。

○横田学事課長

今現在、学校給食運営委員会が29ございますので、29か所から出てくると思っております。

○西岡真一副委員長

もう一点ですけれども、先ほどの子育て支援部の説明では、令和4年度の給食費の実績から前年度の分の実績を差し引くと、おおむねそういう説明だったと思います。補助額の決定ですけれども、学校に関してもそのようにされるのでしょうか。

○横田学事課長

その実績というのが、それぞれの先ほどの運営委員会とか給食のメニューのことで、なかなかトータルで考えたりという部分がありますので、今考えているのは差引きではなく、児童・生徒の人数掛け給食の回数掛け8%相当分というような補助のやり方をしたいと考えております。以上です。

○村岡委員長

ほか、御質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑もないようでございますので、次に第3号報告及び第4号報告について執行部より説明を求めます。

◎第3号報告 令和3年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第4号報告 令和3年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○村岡委員長

それでは、ただいま第3号、第4号の報告について説明がございました。委員の皆様から御質疑があれば、挙手のほうをお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑ないようでございますので、教育部の職員の方は退室されて結構でございます。

◎執行部退室

◎午後0時04分～午後1時55分 休憩

○村岡委員長

福祉教育委員研究会は終了いたしまして、福祉教育委員会のほうを再開させていただきます。

それでは、午前中に議案についての審査、また、質疑については終了しておりますので、今後の流れということで、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察の希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、現地視察の希望はないようでございますので、次に所管事務調査報告書の案について、14日の日に委員の皆様にもメールで事務局を通じてお示ししたところでございます。それで、今回まとめの部分について、再度、事務局のほうと協議しまして修正をかけている部分がありますので、これからまず、まとめの部分についての変更箇所を書類で配付いたしますので、こちらのほうを御一読いただければというふうに思っております。

ちなみに16日、昨日まで皆様から特に御意見はいただいておりませんで、数値の変更の部分だけ皆さんにお示ししていたかと思えます。ですので、流れは変わらず、最後のまとめの部分を補足してちょっと、文章量や、てにをは等を変更している点がありますので、まずは御一読いただければと思えます。

(各委員、配付資料の内容を確認)

では、その上で、まとめの部分、全体の文章がどうなっているのかというのをその部分だけ配付させていただきますので、全体的なまとまりとしての文章を御確認いただければと思えます。

(各委員、配付資料の内容を確認)

では、今回御提示させていただいた調査のまとめより上の部分につきましては、皆様に既に御配付させていただいた部分と変更はございませんで、このまとめの部分のみ、大幅に加筆して、丁寧な報告にさせていただいたというふうに思っております。報告書を全体通して御覧いただいて、何か御意見等ございますでしょうか。

○山下委員

より分かりやすくまとめられているとは思いますが。

ただ、委員会の認識として、もうちょっと本当は整理が必要なかもしれないと思うことについてちょっと申し述べたいのですが、緊急保育とか一時保育のことが議論になってきましたよね。それで、緊急保育についてはほかの園とも連携しながら、最終的には行政として対応できるようにしていきたいという趣旨の答弁があっていたと思います。ですが、一時保育については、公立では川原でやっているし、ほかのところでもやっているの、本庄こども園ではやることは考えていないという答弁でしたよね。

それに対して、いや、やるべきじゃないかと多分委員会としては思っているんだろうと思うんですが、もしそういうことを求めるとしたら、一方で、定員を下回るかどうかというこの部分に関してどう考えるかということだと思えますよ。コロナ対策のときもそうなんです、緊急入院とかなんかというときに病床を確保しとかんとかんというふうに言っていることと、緊急な保育、一時保育とかいうことをもし求めるのであれば、定員いっぱいいっぱいになっていたら対応できないわけですよ。だから、そこら辺の含みを議会としてある程度認識しておかないと、不十分だと言ってしまったら、じゃ、満杯にしたら緊急対応できなくなるかもねという、そのところをもうちょっと分かった上でいたいなという気がするんですが、どうなんでしょうかね。

○村岡委員長

この定員に向けての表現の部分でいうと、そういったのも含めてまだ、いわゆる建物そのものの大きさ云々というよりは運用のところでは協議しなきゃいけない部分、どういふ方が入園されてくるのかが分からない今の段階ではなかなか難しいので、引き続き見ていくというニュアンスを含めたこういう表現というふうに御理解いただければなど。要するに断定はしていない部分でありますので。

○山下委員

ここの書き直しのところ、下から4行目の定員を確保するため努力するとの説明にとどまった、このことも運営計画としては十分であるとは言えずという言い方が、もちろん今委員長がおっしゃったようにいろいろ含んでいますと言われるのは分かるんですが、読みによっては、ほら満杯、最初からできないんじゃないのかと、議会全体の中でそういう声を上げる方もいらっしゃるの、そのところをここの委員会としてどう認識しているかということとはきちっとしておかないと、同じ文章でもばらばらな認識になってしまうという気がちょっとするんですが、だから、100%埋めとかじゃというふうに思う方と、いや、緊急の場合もあるから、若干そういうことは見込んでおかなきゃいけないよねというふうに思う人といるとすれば、その整理がちょっと本当は必要じゃないかなという気がしているんです。

○村岡委員長

まだ委員間協議している状況ですので、ほかの皆さんもこの定員の部分についての表現

というか、そういったところで何か御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○川副委員

私としては、この面積と、あと金額にしても、根本になるのがやはり定員だと思います。定員があつてこそ、今回の事業計画がなされたと思いますし、例えば、民間の園の改修工事関係もきちんとした定数があつてこそ、それを市のほうに申請して事業を受けるということですので、私はこの定員はしっかり確保すべきという感じでは思っています。そうしないと、事業そのものがちょっとぼらつくんじゃないかなという感じで考えています。

○村岡委員長

ほか、皆様のほうから、まずはちょっと定員のお話になっていますので、定員に関することでの、調査報告書としての表現の部分になりますが。

○松永憲明委員

定員の問題については、やっぱりシビアに見ていく必要はあるというふうに私も思います。ただ、医療的ケア児の受入れの問題、発達障がいの子どもたちの問題を含めて、幾らか余裕を持っておかなくてはならないというのもあると思います。定数を満たさなくちゃならないということを大前提としながらも、そういった余裕を持たなくちゃいけないというのがもう一方にあるということをどういうふうに表現していくのかということになるんじゃないかと僕は思っておるわけです。

○川副委員

当然運用については、それはやはりずっと、これから開園した場合にいろんな問題がまた出てきて、運用を変えざるを得ない場合が当然出てくるかと思います。それはコンセプトに関わる問題もあるでしょうし、ただ、基本的に私はまず定員、それから、方向転換というか、運用の仕方も当然委員会の中というか、執行部と話しながら変えていくのは全然、柔軟な形は持っておいたほうがいいのかということでは思っています。

○村岡委員長

ですので、今回の調査報告書としてのこの部分の表現の仕方というのは、どうでしょう、こういう表現ぐらいにとどめておくべきなのか。

○山下委員

今の川副委員の言われ方だと結局運用次第ということになるので、それは市が言うことと同じかなという気がするんですね。それで、結局コンセプトとの関わりでいくと、医療的ケア児や障がいを持つ人、あるいは緊急保育などにも対応できるようなことを公の責任としてやってくださいということは求めているので、それにふさわしい定員の考え方というふうにししないと、120、135ですかね——と言いながら、実際はこれだけしか受け入れません、残りは緊急用ですというふうな言い方を陰の部分でしてしまうのか、それともどうなのかというあたりが、それを運用のことですよと言ってしまっているのかということにもなると思うんですよ。まさにコンセプトに関わるから。だから、その定数をど

ういうふうを考えるかというところは少しかみ砕いて表現する必要はないのかなという気がするんですがね。

○川副委員

定員からすると、事業計画の中でこの定員の数はきちんと出ていますので、私としては、これは絶対外してはいけないのかなと、この定員確保は当然執行部としてすべきじゃないかなというふうに思っています。

ただ、運用関係はやはり、例えば、開園して3年ぐらいして、なかなか確保ができなかった場合も当然出てくるかと思えます。その中でやっぱり運用も考えていかなければならないし、ほかのほうの方向転換というかですね。ただ、今の段階として、私は定員のほうはきちんと位置づけていただきたいというふうに思っています。

○村岡委員長

多分、おっしゃられていることは同じだと思うんです。要するに今の段階で医療的ケア児や障がいの方を受け入れるのがあるなら、定員はもともと減らした設定にすべきだと思うのは、この調査報告書にまとめとして表記するのはちょっと違和感があるかなと。

(発言する者あり)

なので、スタート時点として、川副委員言われるみたいに、執行部はそれぞれの定員を決めるときの幼児の分の人数と保育の部分の人数というのを想定して定数は提示していますので、まずその大前提というのはあってしかるべきだと思います。

それで、我々の調査範囲というのは、あくまで建物を造っていくという部分での広さや金額、あとはコンセプトにのっとっているのかどうかというところを調査範囲としていますので——かなというふうな理解をしております。

○福井委員

今の段階ではこの辺のレベルなのかなという気はしておりました。確かに定数はやはりきちっとしなくちゃいけないんですけども、やはり状況の変化ということも、今、現段階、令和4年でやると。完成時は令和6年4月ということになっておりますから、ここで完全にこれを詰め切れるという問題でもなかろうし、ただ、議論は進めていかなきゃいけない部分もあるし、計画についてもその辺でもう少しフィットする内容に持っていくことが必要だと思いますので、いわゆる令和4年のこの段階での報告というのはこのレベルなのかなという気はちょっとしておりました。

だから、当然ながら、福祉教育委員会の中では、さらに年度年度ごとにもう少しその辺を詰めていくことになると思いますので、皆さんの議論の中だとこの辺が落ち着きどころかなという思いでちょっと見ておりましたので、私の印象としてはこれでいいのかなという気がしております。

○村岡委員長

多分これは、山下委員が言われたことというのは、その上の段落のところの部分で表

現しているというふうに御理解いただければ、全体で見たときの整合性は取れるのではな
いかなという表現になっているかと思うんですが。

○山下委員

いや、多分言いたいことは伝わっているんだろうと思うんですが、要するに最後に定員
を下回る可能性も危惧されるという表現が、135という数字をとにかくしっかり堅持して、
135を埋めないといけないというところから出発してしまったら、緊急保育とか、そう
いうことがなかなか厳しくなる可能性もあるんだけどなという思いがあるものですから、
定員を下回る可能性も危惧するためというのを絶対入れなきゃいけないんだろうかと
ちょっと思ったりしたものですからね。だから、要するに市が説明して、運営については
今後の中で検討していくと言われていることに対して、こちらは納得できんという立場で
返している文章になっているような気がして——納得できんとまでは言わんけど、い
や、それでは不十分だと言っていますよね。そういうことでは不十分で、もっとちゃんと
しっかりしなさいと言っているのが最後の結びだと思うんですが、そこまで言うのदार
かなとちょっと思ったんですよ。現に今、今後運営計画の中でやっていくわけだからと委
員会自身が言っているのに、市が言っていることを不十分だという言い方をするのかなと
いう気がちょっとしまして、だから、今そこまでは言わないんだったら、そこまで言う必
要ないんじゃないかなという気もちょっとしました。

ただ、本当にコンセプトを言えば言うほど医療的ケアのスペースもあれでいいんだら
うとか、そんなことを思いながら近江八幡を見てきたりしているじゃないですか。そう
なると、広さの問題も果たしてどうなのかとか、いろいろ出てきている中で、結局、こ
うなったら広過ぎるとかなんとかという話のそのまんまがここに出てきてしまっているよ
うな気がするものですから、どうかなという気がします。

○村岡委員長

ただ、あくまでこの調査をさせていただいた中での現実として、今現在の成章保育所と
本庄幼稚園に実際に通われている子どもの数が、おおむね年度で見ると約80前後ぐらいと
いう数字が現実だということで、定数として掲げている135というのはやはりそこに開
きがあるので、そこを当初の計画で100、115、135でしたっけ、段階的に増やしていく
という方針を示されています。それすら、今の時点でやっぱり確保できるかどうかはお互
いに明言することができないので、そこに対する努力を求めるという文章は、そういう意味
での表現としては入れざるを得ないのかなと考えてはおります。この定数のことの考え
方としてはですね。それ以上でもそれ以下でもないというところの表現を探らないといけ
ないので、こういう表現にはなっていますけど。

今、定数のことですけど、何かほかの表現の部分でも、一応今この時点でお示しして
まして、最終的には20日の日に採決・まとめのところで最終結論というような方向を出
たいと思いますので。

○川崎委員

一番最後の部分で、園のコンセプトをしっかりと守り、保護者に選ばれる施設となるようにというくだりがあるんですが、私はこの園のコンセプトというか、本庄こども園はやっぱり民間にない機能として、このコンセプトの中に上げてある本庄小学校との連携や、それから市内の幼稚園、保育園、保育所、そういったところのセンター的な職員の研修とか、そういった機能があるから、こんな充実した——つまり、本庄こども園というのはえらい立派やねと。でも、それは佐賀市の中でやっぱりセンターであって、そういった職員研修機能も担っているとよというような意味でいうと、充実も必要なのかなという感じもするんですよ。

前のほうで、コンセプトのところちょっとそういったことを1行ぐらい書いてあるんですけども、最後にそういったところもちょっと含ませるとどうかなと思いました。ちょっと感想です。

○村岡委員長

ということは、最後に念押しのように幼小連携の部分とか、センター機能とかというコンセプトをとというような感じで、少し具体的な表現を入れてはというイメージですかね。

○川崎委員

ほんの一言でいいと思うんですよ。市の幼児教育のますますの発展に寄与する施設となるようとか、何かそれぐらいの言葉でいいので、そういった性格を帯びているということが分かればいいなと思いました。感想です。

(発言する者あり)

○村岡委員長

そうなんです。感想と言われるとこっちも、じゃ、お伺いしますと……

○川崎委員

そのような表現をお願いいたします。

○村岡委員長

委員の皆さん、いかがですか。そういう表現を盛り込むということを求めたいということとでございます。

事務局、何かありますか。

○議会事務局

事務局です。今、御意見いただいているところは一番最後から2行目ですか、園のコンセプトをしっかりと守りというところですが、園のコンセプトであるかくかくしかじかな機能をというのを何か二言ぐらい入れて——をしっかりと守りというふうなつなぎで、一旦シンプルにいけるのかなと思ったりもしました。例えば、子育ての指導的役割とか、子育て支援の相談機能を有する機能とか、そういった単語があったと思うんですが、そういったところをキーワード的に織り込む形でというのを川崎委員は御希望なのかなというふうに

伺っていましたが、そういった理解でしょうか。

○川崎委員

そうです。

○村岡委員長

じゃ、その辺の表現は20日までにお示ししますけれども、こちらに表現はお任せいただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

あとほかの部分でよろしければ、一応これを20日の日に最終的な合意形成を図りたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○諸富委員

まとめのところじゃないんですけど、2ページの5番の表になっているところの第4回の5月23日の内容のところなんですけど、これは視察から帰ってきたときの委員会だと思うんです。私の記憶では、せっかく近江八幡に医療的ケアの視察に行って、その部分を結構お伝えした記憶があるんですね。なので、できたら、ここに緊急保育及び一時保育の対応とあるんですが、付け加えて障がい児保育、緊急保育及び一時保育の対応と入れてみてはどうでしょうかと思っております。

○村岡委員長

5番目の、調査報告内容が一覧で、時系列で書いてあるところの第4回の部分ということですね。

○諸富委員

はい

○村岡委員長

すみません、もう一回言っていただいていた方がいいですか。

○諸富委員

視察から帰ってきて、近江八幡の医療的ケア児の受入れのことを結構お話しした記憶があるんですよ。なので、ここに障がい児保育のことについて一言もないので、できたらここに、丸ポチの3つ目のところに障がい児保育、緊急保育及び一時保育の対応とか、そこに視察で頑張ったみたいな証拠が残るといいなと思いました。

○山下委員

文言関連は、だから、そこは入れるときに近江八幡市の視察を踏まえとか、ちゃんと入れたほうがいいと思うんですよ。

○村岡委員長

表現でですね。

○山下委員

はい。近江八幡市の視察を踏まえ、医療的ケア児など障がい児保育についてと、きちっ

と書いたほうがちゃんと記録に残るんじゃないですか。

○村岡委員長

じゃ、そのポツの中に入れるというよりは別立てのポツを増やして、もう一つ、近江八幡ということですね。じゃ、さっきのポツに追加するというよりはポツ自体を追加して、近江八幡市の視察を踏まえ、障がい児保育への……

(発言する者あり)

じゃ、そこは行が増えるので、字面がずっと多分ずれてくるようになると思います。

この際、ほかによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、以上のような内容、少し修正は入りますけれども、20日までにまた御提示するよういたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回の委員会ですが、6月20日、来週の月曜日、午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の福祉教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

福祉教育委員長 村 岡 卓